

○埼玉県警察広報官の設置に関する訓令

平成29年3月21日

警察本部訓令第9号

警察本部長

埼玉県警察広報官の設置に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察広報官の設置に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察広報官（以下「広報官」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 埼玉県警察本部に、広報官を置く。

2 広報官は、総務部広報課主席調査官（報道）をもって充てる。

(任務)

第3条 広報官は、総務部広報課の所掌事務のうち、報道連絡及び報道機関との調整に関する事務を掌理する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。